

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和元年11月6日（令和元年（行情）諮問第325号）

答申日：令和2年10月2日（令和2年度（行情）答申第288号）

事件名：特定の開示請求に対する開示対象文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求受付番号：2011. 3. 11－本本B1213の開示対象文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙1に掲げる45文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年3月18日付け防官文第4912号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので，履歴情報が特定されていなければ，改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように，電子ファイルを紙に出力する際に，当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

ア 対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

国の統一指針である「情報公開事務処理の手引き」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、電磁的記録の開示実施に当たっては以下のとおり定めている。

文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の受付の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定していただくことが必要である。（表紙から22枚目）

上記指針に従い、法の所管官庁である総務省も、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている（別添1。省略）。また諮問庁も過去における開示決定（防官文第980号）（別添2。省略）でWordファイルを特定・明示している。

本件決定において諮問庁は、電磁的記録に関して特定及びその教示を行っておらず、国の統一指針に反しているため、この点についてやり直すべきである。

イ 本件対象文書には「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在する。

諮問庁の説明（別添3。省略）によれば、全ての複写の交付に当たっては、開示請求者が電磁的記録の複写を請求しても、「文書の内

容と関わりのない情報」の付随を避ける必要な措置として、一旦用紙に印刷して、その印刷物をスキャナで取り込むという、開示請求者が指定した開示実施方法と異なる方法で複写の交付が行われている。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在することは明らかで、これについても開示・不開示の判断が改めて行われるべきである。

ウ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても異議申立人は確認することができない。

さらに「情報公開事務処理の手引き」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（26枚目）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

エ 不開示処分の対象部分の特定がないため具体的に支障が起きている例示

諮問庁が不開示箇所を具体的に特定していないため、支障が起きている箇所について、その一部を例示する。

以下については不開示の措置が施されているのか、原本どおりなのか不明である。

文書21 82枚目及び103枚目（表紙から。以下同じ。）

文書22 61枚目

オ 本件対象文書の内容が、交付された複写で欠落している可能性の例示

交付された複写で欠落していると思われる個所の一部を例示する。

文書11 89枚目

文書22 13枚目

文書30 23枚目

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書並びに文書1の表紙及び目次を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 27 年 10 月 13 日付け防官文第 16267 号により、文書 1 の表紙及び目次部分（以下「先行開示文書」という。）について法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分を行った後、平成 28 年 3 月 18 日付け防官文第 4912 号により、本件対象文書について、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 法 5 条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号に該当する部分を不開示とした。

なお、文書 37（32 枚目から 38 枚目まで）、文書 41（38 枚目から 44 枚目まで）及び文書 45（33 枚目から 39 枚目まで）の不開示部分については、自衛隊の部内選抜試験に関する情報であって、法 5 条 6 号に該当し不開示としたが、当該情報を開示することにより、陸上自衛隊の隊員の能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、同条 3 号の不開示事由を追加する。

また、文書 39（125 枚目）の不開示部分については、個人に関する情報であって、同条 1 号に該当し不開示としたが、教訓センターの教訓収集活動に関する情報であり、当該情報を開示することにより、陸上自衛隊の教訓収集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、同条 3 号の不開示事由を追加する。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定された PDF ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録の形式は PDF ファイル形式であり、それ以外の形式は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書において PDF ファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDF ファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成 2

4年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、異議申立人は複写の交付を受けていない。

(4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

なお、本件対象文書の不開示部分については、本件対象文書を含む文書が対象となった平成26年度（行情）答申第580号（以下「先例答申」という。）において、当該部分は法5条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるとの情報公開・個人情報保護審査会の判断を得ている。

(5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年11月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年12月2日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 令和2年9月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる45文書である。

異議申立人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

上記第3の3(4)の諮問庁の説明によれば、本件対象文書は、先例答申に係る対象文書と同一とのことである。

そこで、当審査会において見分したところ、本件対象文書は先例答申における対象文書と同一であることが認められ、先例答申における対象文書の特定と判断を異にすべき事情は認められず、これと同様の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりであり、その内容は先例答申と同一である。

3 不開示情報該当性について

(1) 本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、下記

(2)を除く不開示部分は、先例答申において諮問庁が不開示とすべきとしている部分と同一であることが認められ、先例答申の不開示情報該当性の判断を変更すべき事情の変化も認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙3のとおりであり、その内容は先例答申と同一である。

(2) 当審査会において確認したところ、本件対象文書においてマスキングされている部分の一部(文書42の45枚目及び46枚目)について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分(行政文書開示決定通知書)において開示された部分と認められるから、本件異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約3年7か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照

らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙 1 (本件対象文書)

文書 1	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 号	平成 1 8 年 5 月 8 日 (表紙及び目次を除く。)
文書 2	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 号	平成 1 8 年 5 月 8 日
文書 3	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 3 号	平成 1 8 年 8 月 2 2 日
文書 4	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 4 号	平成 1 8 年 8 月 2 2 日
文書 5	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 5 号	平成 1 8 年 9 月 6 日
文書 6	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 6 号	平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日
文書 7	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 7 号	平成 1 8 年 1 2 月 1 日
文書 8	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 8 号	平成 1 9 年 1 月 1 5 日
文書 9	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 9 号	平成 1 9 年 2 月 1 6 日
文書 1 0	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 0 号	平成 1 9 年 4 月 2 0 日
文書 1 1	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 1 号	平成 1 9 年 5 月 2 5 日
文書 1 2	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 2 号	平成 1 9 年 8 月 2 1 日
文書 1 3	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 3 号	平成 2 0 年 1 月 1 0 日
文書 1 4	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 4 号	平成 2 0 年 6 月 2 0 日
文書 1 5	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 5 号	平成 2 0 年 7 月 3 1 日
文書 1 6	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 6 号	平成 2 0 年 9 月 1 日
文書 1 7	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 7 号	平成 2 0 年 1 2 月 1 日
文書 1 8	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 8 号	平成 2 1 年 4 月 2 日
文書 1 9	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 1 9 号	平成 2 1 年 8 月 3 日
文書 2 0	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 0 号	平成 2 1 年 9 月 1 日
文書 2 1	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 1 号	平成 2 1 年 9 月 1 8 日
文書 2 2	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 2 号	平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日
文書 2 3	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 3 号	平成 2 1 年 1 2 月 7 日
文書 2 4	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 4 号	平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日
文書 2 5	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 5 号	平成 2 2 年 3 月 5 日
文書 2 6	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 6 号	平成 2 2 年 4 月 1 日
文書 2 7	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 7 号	平成 2 2 年 6 月 9 日
文書 2 8	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 8 号	平成 2 2 年 6 月 2 5 日
文書 2 9	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 2 9 号	平成 2 2 年 6 月 3 0 日
文書 3 0	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 3 0 号	平成 2 2 年 6 月 3 0 日
文書 3 1	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 3 1 号	平成 2 2 年 8 月 1 日
文書 3 2	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 3 2 号	平成 2 2 年 9 月 6 日
文書 3 3	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 3 3 号	平成 2 2 年 1 2 月 1 日
文書 3 4	平成工兵ジャーナル	掛橋	第 3 4 号	平成 2 3 年 3 月 7 日
文書 3 5	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	創刊	平成 2 0 年 7 月 3 1 日

文書 3 6	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第二巻	平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日
文書 3 7	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第 3 巻	平成 2 1 年 1 月 3 0 日
文書 3 8	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第 4 巻	平成 2 1 年 4 月 2 4 日
文書 3 9	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第 5 巻	平成 2 1 年 7 月 3 1 日
文書 4 0	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第 6 巻	平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日
文書 4 1	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第 7 巻	平成 2 2 年 1 月 2 9 日
文書 4 2	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第 8 巻	平成 2 2 年 4 月 2 3 日
文書 4 3	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第 9 巻	平成 2 2 年 7 月 3 0 日
文書 4 4	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第 1 0 巻	平成 2 2 年 1 1 月 5 日
文書 4 5	平成工兵ジャーナル	磨輝絆	第 1 1 巻	平成 2 3 年 1 月 3 1 日

別紙 2（先例答申の「第 5 審査会の判断の理由」該当部分）

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊施設学校（以下「施設学校」という。）が保有している P D F 形式の電磁的記録であり、防衛省において、当該 P D F 形式以外に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書については、施設学校の担当者が施設学校の各部及び全国施設科部隊から将来の施設科部隊の編成・運用，装備品等に関する事項，訓練成果，国際貢献・災害派遣から得た教育事項等に係る情報を電子メール等で収集し，これを校正・編集し，表紙等を添付して電磁的記録を作成した上，紙媒体に印刷して原議とし，施設学校長の決裁を受けた後，当該電磁的記録を P D F 形式の電磁的記録に変換し保存した。

ウ 施設学校は，上記イの P D F 形式の電磁的記録について，陸上自衛隊内の情報共有のため，部内イントラネット上の掲示板へ掲載している。
本件開示請求を受け，掲示板へ掲載している上記の P D F 形式の電磁的記録を特定したものである。

エ 施設学校の各部及び全国施設科部隊から電子メール等で収集した情報及びそれを校正・編集した電磁的記録については，本件対象文書の完成後は必要がないため廃棄した。

(2) 本件対象文書については，その作成方法及び利用方法を踏まえると，P D F 形式以外の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然，不合理な点はなく，防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

別紙3（先例答申の「第5 審査会の判断の理由」該当部分）

3 不開示情報該当性について

（1）法5条1号該当性について

ア 自衛隊員及び民間人の写真の顔部分

別表の番号1欄に掲げる不開示部分（文書4，文書21（90枚目ないし94枚目及び126枚目），文書39（125枚目）及び文書40（81枚目及び89枚目）を除く。）のうち写真については，自衛隊員及び民間人の写真の顔部分であることが認められる。

当該部分は，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに，当該部分は，個人識別部分に該当すると認められることから，法6条2項による部分開示の余地はなく，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 自衛隊員に関する個人情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分（写真を除く。）には，自衛隊員の経歴，趣味等が記載されている。

当該部分は，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに，当該部分は，個人識別部分である氏名が既に開示されているため，法6条2項による部分開示の余地はなく，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

ウ 民間人の氏名

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には，民間人の氏名が記載されている。

当該部分は，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに，当該部分は，個人識別部分に該当すると認められることから，法6条2項による部分開示の余地はなく，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

（2）法5条3号該当性について

ア 陸上自衛隊の組織編成，現員等に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には，陸上自衛隊の組織編成，現員等に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，陸上自衛隊の態勢が推察さ

れ、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置や弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 陸上自衛隊の装備品に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の装備品に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 陸上自衛隊の部隊運用等に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の部隊運用等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 陸上自衛隊の防衛、警備等に関する情報

別表の番号6欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の防衛、警備等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の防衛警備態勢等が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 陸上自衛隊の施設構築等に関する情報

別表の番号7欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の施設構築等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の防護能力等が推察され、敵意を有する相手方をして、その弱点をついた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生

じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 陸上自衛隊の教育訓練等に関する情報

別表の番号8欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の教育訓練の概要、施設科職種に係る研究の内容等が明らかとなり、部隊の練度及び隊員の能力、施設科職種に係る陸上自衛隊の関心事項等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 米軍に関する情報

別表の番号9欄に掲げる不開示部分には、米軍に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、米軍の組織、編成及び能力が推察され、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 電子地図に関する情報

別表の番号10欄に掲げる不開示部分には、陸自指揮システムにおける電子地図に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の地理情報の収集・分析・活用能力が推察され、敵意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ケ 教訓センターに関する情報

別表の番号11欄に掲げる不開示部分及び文書39（125枚目）の不開示部分には、陸上自衛隊の教訓センターの概要及び教訓収集活動に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の教訓の収集能力、管理要領等が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が

認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条1号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

コ 自衛隊の部内選抜試験に関する情報

別表の番号12欄に掲げる不開示部分には，自衛隊の部内選抜試験に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，陸上自衛隊の隊員の能力が推察され，悪意を有する相手方がその弱点をつくことが可能となるなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号13欄に掲げる不開示部分には，陸上自衛隊研究本部及び施設学校の電子メールアドレスが記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので，法5条6号柱書きに該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 2	4 枚目, 5 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, 特定の個人が識別されることから, 法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	1 1 枚目, 1 3 枚目及び 1 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5	2 1 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 1	1 1 枚目, 1 4 枚目, 1 5 枚目, 1 8 枚目, 4 7 枚目, 5 3 枚目及び 8 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 3	6 枚目及び 2 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 4	1 6 枚目の一部	
	文書 2 1	7 7 枚目, 9 0 枚目ないし 9 4 枚目, 1 1 1 枚目, 1 2 6 枚目及び 1 3 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 2	3 8 枚目, 1 1 3 枚目, 1 4 4 枚目及び 1 4 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4	2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 5	3 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 7	7 枚目の一部	
	文書 2 8	3 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 9	5 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 2	2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 3	3 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 4	3 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 5	7 枚目, 9 枚目, 1 3 枚目, 1 4 枚目, 1 6 枚目, 2 7 枚目, 3 0 枚目, 3 3 枚目, 3 6 枚目, 4 9 枚目, 5 4 枚目, 5 6 枚目, 5 8 枚目, 6 1 枚目, 6 5 枚目, 6 6 枚目, 6 8 枚目, 7 7 枚目, 7 8 枚目及び 8 0 枚目のそれぞれ一部		
文書 3 6	7 枚目, 1 2 枚目ないし 1 6 枚目, 1 8 枚目, 2 3 枚目, 2 4 枚目, 2 6 枚目, 2 7 枚目, 3 0 枚目, 4 1 枚目, 4 3 枚目, 4 5 枚目, 4 7 枚目, 5 1 枚目, 1 2 1 枚目, 1 3 5 枚目, 1 3 9 枚目, 1 4 0 枚目, 1 4 3 枚目, 1 7 5		

	枚目, 176枚目, 178枚目ないし181枚目及び192枚目のそれぞれ一部
文書37	11枚目, 14枚目ないし19枚目, 22枚目, 60枚目, 62枚目, 63枚目, 92枚目, 94枚目, 98枚目, 102枚目, 106枚目, 108枚目, 120枚目, 132枚目, 141枚目, 144枚目, 160枚目ないし162枚目, 168枚目ないし171枚目, 205枚目, 206枚目及び208枚目のそれぞれ一部
文書38	7枚目, 14枚目, 17枚目ないし19枚目, 22枚目, 99枚目, 103枚目, 122枚目, 123枚目, 136枚目, 140枚目, 141枚目, 143枚目, 144枚目, 149枚目, 153枚目, 155枚目, 156枚目, 158枚目, 161枚目, 167枚目, 179枚目ないし181枚目, 187枚目, 188枚目, 191枚目ないし193枚目, 195枚目, 197枚目及び198枚目のそれぞれ一部
文書39	8枚目, 10枚目, 11枚目, 14枚目, 18枚目, 19枚目, 21枚目, 22枚目, 27枚目, 39枚目, 43枚目, 45枚目ないし47枚目, 49枚目, 69枚目, 71枚目, 86枚目, 90枚目, 100枚目, 105枚目, 106枚目, 108枚目ないし110枚目, 113枚目, 114枚目, 116枚目及び125枚目のそれぞれ一部
文書40	7枚目, 11枚目, 14枚目, 18枚目ないし22枚目, 26枚目, 28枚目, 43枚目, 44枚目, 49枚目, 51枚目, 65枚目, 67枚目, 81枚目, 89枚目, 111枚目, 114枚目及び1

		1 6 枚目のそれぞれ一部
	文書 4 1	5 枚目, 8 枚目, 1 1 枚目, 1 5 枚目, 1 7 枚目, 1 8 枚目, 2 1 枚目, 2 2 枚目, 8 6 枚目, 8 9 枚目, 9 0 枚目, 9 8 枚目, 1 0 3 枚目, 1 1 3 枚目, 1 1 4 枚目及び1 2 0 枚目ないし1 2 3 枚目のそれぞれ一部
	文書 4 2	5 枚目, 9 枚目, 1 3 枚目, 1 8 枚目, 2 0 枚目, 2 3 枚目, 2 4 枚目, 2 7 枚目, 3 0 枚目, 5 1 枚目, 5 5 枚目ないし5 7 枚目, 5 9 枚目, 1 0 6 枚目ないし1 1 0 枚目及び1 2 0 枚目のそれぞれ一部
	文書 4 3	6 枚目, 9 枚目, 1 2 枚目, 1 5 枚目, 1 7 枚目, 1 8 枚目, 2 0 枚目, 3 0 枚目, 3 4 枚目, 3 7 枚目, 3 9 枚目, 4 1 枚目, 4 3 枚目, 6 3 枚目ないし6 5 枚目, 7 6 枚目, 7 8 枚目, 7 9 枚目, 8 2 枚目, 8 7 枚目ないし9 2 枚目及び9 6 枚目ないし9 9 枚目のそれぞれ一部
	文書 4 4	6 枚目, 1 1 枚目, 1 4 枚目, 1 6 枚目ないし1 8 枚目, 4 2 枚目ないし4 5 枚目, 7 0 枚目, 7 2 枚目, 7 4 枚目ないし7 7 枚目及び1 1 3 枚目のそれぞれ一部
	文書 4 5	5 枚目, 9 枚目, 1 3 枚目, 1 6 枚目, 1 8 枚目, 2 1 枚目, 2 2 枚目, 4 0 枚目, 6 1 枚目, 8 0 枚目, 8 3 枚目, 8 6 枚目, 8 8 枚目ないし9 0 枚目, 9 6 枚目, 9 8 枚目, 1 0 4 枚目ないし1 0 7 枚目, 1 2 9 枚目及び1 4 1 枚目のそれぞれ一部
2	文書 3 5	2 枚目, 8 5 枚目, 8 6 枚目及び9 9 枚目のそれぞれ一部
	文書 3 6	3 枚目, 1 8 3 枚目, 1 8 4 枚目, 1 9 6 枚目及び1 9 7 枚目のそれぞれ一

		部	
	文書 3 7	2 枚目, 2 3 5 枚目, 2 3 7 枚目, 2 4 7 枚目及び 2 4 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 8	2 枚目, 2 0 0 枚目, 2 0 1 枚目及び 2 1 6 枚目ないし 2 1 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 9	3 枚目, 1 3 7 枚目, 1 3 8 枚目及び 1 4 9 枚目ないし 1 5 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 0	3 枚目, 1 1 8 枚目, 1 1 9 枚目及び 1 2 9 枚目ないし 1 3 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 1	2 枚目, 1 2 4 枚目及び 1 2 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 2	2 枚目, 1 1 1 枚目及び 1 1 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 3	2 枚目, 1 0 0 枚目及び 1 0 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 4	2 枚目, 7 8 枚目及び 7 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 5	2 枚目, 1 0 8 枚目及び 1 0 9 枚目のそれぞれ一部	
3	文書 2	3 枚目, 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織編成・現員等に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	5 枚目の一部	
	文書 5	1 4 枚目の一部	
	文書 1 1	2 枚目, 3 枚目, 2 0 枚目ないし 2 5 枚目, 3 7 枚目, 4 1 枚目, 4 3 枚目ないし 4 5 枚目, 5 7 枚目ないし 6 2 枚目, 6 4 枚目, 7 9 枚目, 8 1 枚目ないし 8 8 枚目, 9 1 枚目, 9 2 枚目及び 9 4 枚目ないし 9 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 3	3 枚目ないし 7 枚目, 2 3 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 4	3 5 枚目の一部	
	文書 2 2	5 4 枚目, 8 9 枚目, 9 9 枚目及び 1 0	

	8枚目のそれぞれ一部	
文書35	80枚目及び98枚目のそれぞれ一部	
文書36	43枚目, 139枚目, 140枚目及び194枚目のそれぞれ一部	
文書37	46枚目, 208枚目及び245枚目のそれぞれ一部	
文書38	7枚目, 61枚目ないし67枚目, 75枚目, 78枚目, 197枚目, 198枚目及び214枚目のそれぞれ一部	
文書39	73枚目ないし75枚目, 81枚目, 99枚目及び147枚目のそれぞれ一部	
文書40	9枚目, 116枚目及び127枚目のそれぞれ一部	
文書41	6枚目, 11枚目, 58枚目, 112枚目, 119枚目及び123枚目のそれぞれ一部	
文書42	100枚目, 104枚目, 105枚目, 109枚目及び110枚目のそれぞれ一部	
文書43	98枚目及び99枚目のそれぞれ一部	
文書44	76枚目の一部	
文書45	13枚目, 14枚目, 64枚目ないし66枚目及び106枚目のそれぞれ一部	
文書39	76枚目の一部	自衛隊の部隊改編に関する情報であり, これを公にすることにより, 部隊の規模, 任務等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。

4	文書 4	1 2 枚目及び1 7 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり，これを公にすることにより，部隊の運用能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書 5	1 9 枚目及び2 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 1	2 6 枚目の一部	
	文書 2 2	2 1 枚目ないし2 5 枚目，2 9 枚目，3 0 枚目，3 9 枚目，4 4 枚目，6 5 枚目，1 4 5 枚目及び1 4 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 6	1 1 6 枚目ないし1 1 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 7	4 7 枚目ないし5 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 0	5 5 枚目及び5 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 3	8 2 枚目の一部	
	文書 2 1	2 6 枚目ないし3 3 枚目，4 4 枚目，4 5 枚目，7 6 枚目及び7 7 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の主要装備に関する情報であり，これを公にすることにより，部隊の運用能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書 4	9 枚目，1 1 枚目，1 3 枚目ないし1 6 枚目，1 8 枚目，2 0 枚目，2 2 枚目及び2 3 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の部隊運用に関する情報であり，これを公にすることにより，隊員及び部隊の運用要領，能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることか
	文書 2 1	1 6 枚目，1 7 枚目，1 9 枚目ないし2 5 枚目，3 4 枚目，3 5 枚目，3 7 枚目ないし4 0 枚目，4 2 枚目ないし4 4 枚目，4 6 枚目ないし5 5 枚目，6 1 枚目ないし6 4 枚目，6 6 枚目，8 2 枚目，8 5 枚目，8 6 枚目，8 8 枚目ないし9 4 枚目，9 6 枚目，9 8 枚目，9 9 枚目，1 0 1 枚目，1 0 3 枚目，1 0 6	

		枚目, 108枚目, 109枚目, 119枚目, 120枚目, 122枚目ないし131枚目, 133枚目, 135枚目及び138枚目ないし140枚目の一部	ら, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書37	165枚目の一部	
6	文書39	9枚目の一部	自衛隊の防衛, 警備等に関する情報であり, これを公にすることにより, 防衛警備計画, 部隊運用等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書45	103枚目の一部	
7	文書4	19枚目の一部	自衛隊の陣地構築施設等に関する情報であり, これを公にすることにより, 構築物の構造, 設計, 機能, 防護能力等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書22	56枚目, 57枚目, 62枚目, 63枚目, 66枚目, 68枚目, 87枚目, 101枚目ないし106枚目, 117枚目, 133枚目, 134枚目及び151枚目のそれぞれ一部	
	文書30	16枚目ないし18枚目, 23枚目ないし26枚目, 28枚目, 32枚目ないし47枚目, 53枚目ないし55枚目, 58枚目ないし60枚目, 62枚目, 64枚目及び65枚目のそれぞれ一部	
	文書43	74枚目, 75枚目, 77枚目, 80枚目及び92枚目のそれぞれ一部	
	文書44	49枚目ないし65枚目のそれぞれ一部	
	文書13	8枚目, 19枚目, 21枚目, 24枚目及び39枚目のそれぞれ一部	

		技術能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
文書13	27枚目ないし33枚目の全て	自衛隊の構築施設等に関する情報であり，これを公にすることにより，構築物の構造，設計，機能，防護能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
文書36	122枚目及び124枚目ないし126枚目のそれぞれ一部	自衛隊の施設の構造，性能，強度又は配置に関する情報であり，これを公にすることにより，当該施設の能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
文書41	50枚目ないし53枚目，60枚目ないし69枚目，72枚目，75枚目ないし78枚目，82枚目，91枚目，94枚目及び105枚目ないし107枚目のそれぞれ一部並びに70枚目，71枚目，73枚目及び74枚目の全て	自衛隊の施設の構造，性能，強度又は配置に関する情報であり，これを公にすることにより，当該施設の能力等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

8	文書 1	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練（主要訓練）に関する情報であり，これを公にすることにより，隊員及び部隊の能力及び訓練練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 5	1 4 枚目， 1 7 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，隊員及び部隊の能力及び訓練練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 8	3 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 1	2 7 枚目ないし 2 9 枚目， 3 5 枚目， 3 7 枚目ないし 4 0 枚目， 4 3 枚目， 5 6 枚目， 5 7 枚目， 6 3 枚目ないし 6 5 枚目， 7 1 枚目， 7 4 枚目， 7 6 枚目， 8 0 枚目， 8 4 枚目， 8 5 枚目， 8 7 枚目， 9 3 枚目， 9 4 枚目， 9 6 枚目及び 9 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 3	5 枚目， 1 4 枚目， 1 5 枚目， 2 3 枚目及び 3 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 4	5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 2	7 枚目， 8 枚目， 1 0 枚目， 1 6 枚目ないし 2 0 枚目， 2 6 枚目， 2 7 枚目， 3 2 枚目ないし 3 5 枚目， 4 0 枚目， 4 1 枚目， 4 7 枚目， 4 8 枚目， 5 1 枚目ないし 5 5 枚目， 5 8 枚目ないし 6 1 枚目， 6 4 枚目， 6 5 枚目， 6 7 枚目， 6 9 枚目ないし 7 4 枚目， 7 7 枚目， 8 0 枚目ないし 8 5 枚目， 8 9 枚目， 9 4	

	枚目ないし97枚目, 99枚目, 107枚目, 108枚目, 119枚目, 128枚目ないし131枚目, 135枚目, 136枚目, 139枚目, 140枚目, 146枚目ないし148枚目, 152枚目, 158枚目及び159枚目のそれぞれ一部	
文書29	13枚目の一部	
文書35	14枚目, 16枚目, 49枚目及び83枚目のそれぞれ一部	
文書41	19枚目, 20枚目, 22枚目ないし29枚目及び80枚目のそれぞれ一部	
文書6	3枚目ないし9枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練(爆破による検証)に関する情報であり, これを公にすることにより, 隊員及び部隊の能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
文書7	3枚目ないし11枚目及び13枚目ないし15枚目のそれぞれ一部並びに12枚目の全て	
文書9	4枚目, 8枚目, 9枚目, 11枚目ないし15枚目, 17枚目, 20枚目ないし22枚目, 24枚目ないし26枚目, 28枚目ないし30枚目及び33枚目ないし56枚目のそれぞれ一部並びに5枚目ないし7枚目, 10枚目, 16枚目, 23枚目及び31枚目の全て	
文書14	6枚目, 7枚目, 21枚目ないし31枚目, 33枚目及び34枚目のそれぞれ一部	自衛隊の整備作業に関する情報(作業工程及び設計)であり, これを公にすることにより, 部隊の整備能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひい

			ては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書21	53枚目ないし55枚目、59枚目及び60枚目のそれぞれ一部		自衛隊の訓練練度に関する情報であり、これを公にすることにより、隊員及び部隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書35	9枚目、64枚目及び65枚目のそれぞれ一部		
文書42	58枚目及び89枚目ないし94枚目のそれぞれ一部		
文書43	84枚目及び95枚目のそれぞれ一部		
文書44	70枚目及び76枚目のそれぞれ一部		
文書35	45枚目ないし48枚目のそれぞれ一部		
文書38	38枚目ないし78枚目のそれぞれ一部		
文書39	58枚目ないし61枚目及び63枚目ないし65枚目のそれぞれ一部		
文書42	35枚目、36枚目、42枚目、44枚目及び47枚目のそれぞれ一部並びに43枚目、48枚目及び49枚目の全て		
文書43	52枚目ないし61枚目のそれぞれ一部		
文書44	35枚目ないし37枚目、39枚目及び40枚目のそれぞれ一部		
文書45	43枚目ないし48枚目及び50枚目ないし60枚目のそれぞれ一部		
文書36	24枚目、30枚目、140枚目、150枚目及び187枚目のそれぞれ一		自衛隊の教育訓練（課程教育を含

	部	
文書 37	16枚目, 18枚目, 19枚目, 21枚目, 44枚目, 54枚目ないし57枚目, 59枚目, 62枚目, 116枚目, 117枚目, 123枚目, 127枚目ないし131枚目, 135枚目, 137枚目ないし140枚目, 142枚目ないし144枚目, 148枚目, 150枚目ないし153枚目, 155枚目ないし157枚目, 165枚目及び240枚目のそれぞれ一部	む。)に関する情報であり, これを公にすることにより, 隊員及び部隊の能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 38	21枚目, 115枚目, 126枚目, 128枚目, 132枚目ないし135枚目, 146枚目, 147枚目, 159枚目, 171枚目, 173枚目, 191枚目, 192枚目及び205枚目のそれぞれ一部	
文書 39	9枚目, 22枚目, 25枚目, 26枚目, 77枚目ないし82枚目, 92枚目ないし94枚目, 97枚目, 103枚目及び104枚目のそれぞれ一部	
文書 40	19枚目, 22枚目, 25枚目, 26枚目, 51枚目及び110枚目のそれぞれ一部	
文書 42	20枚目ないし22枚目, 51枚目ないし54枚目, 66枚目ないし77枚目及び79枚目ないし82枚目のそれぞれ一部並びに83枚目及び84枚目の全て	
文書 43	18枚目, 19枚目及び91枚目のそれぞれ一部	
文書 44	15枚目, 16枚目, 18枚目, 19枚目, 71枚目及び73枚目のそれぞれ一部	
文書 45	20枚目及び21枚目のそれぞれ一部	
文書 36	77枚目, 80枚目, 82枚目ないし85枚目, 96枚目, 100枚目, 10	

	4 枚目， 1 0 5 枚目及び 1 1 2 枚目ないし 1 1 5 枚目のそれぞれ一部	る情報であり， これをすることにより， 自衛隊の運用要領， 能力等が推察され， 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし， ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから， 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 3 6	1 4 6 枚目ないし 1 7 3 枚目のそれぞれ一部	航空自衛隊との共同訓練及び研究成果に関する情報であり， これを公にすることにより， 隊員及び部隊の運用， 能力， 特に防護力が推察され， 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし， ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから， 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 3 7	1 7 8 枚目， 1 7 9 枚目， 1 8 1 枚目ないし 1 8 3 枚目， 1 9 0 枚目ないし 1 9 6 枚目及び 1 9 8 枚目ないし 2 0 3 枚目のそれぞれ一部並びに 1 8 0 枚目の全て	自衛隊の将来の戦い方における部隊実験成果等に関する情報であり， これを公にすることにより， 対抗策等が推察され， 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障

			を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書39	105枚目の一部	日米共同訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、同訓練の内容、部隊の規模等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書41	6枚目の一部	
	文書40	72枚目、74枚目、76枚目ないし89枚目、91枚目及び97枚目のそれぞれ一部並びに92枚目ないし96枚目の全て	自衛隊の教育訓練研究（離島における戦い方）に関する情報であり、これを公にすることにより、隊員及び部隊の能力、行動、運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

9	文書 35	50 枚目及び 51 枚目のそれぞれ一部	米軍の組織，編成及び能力に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国と米国の信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
10	文書 37	213 枚目ないし 221 枚目，225 枚目ないし 229 枚目及び 233 枚目のそれぞれ一部並びに 230 枚目ないし 232 枚目の全て	陸自指揮システム適用業務地誌データ・陣形解析に関する情報であり，これを公にすることにより，地誌能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
11	文書 39	119 枚目，123 枚目，124 枚目，128 枚目及び 129 枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊教訓センターの概要に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の教訓収集の能力及び管理要領等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがある

			ることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
1 2	文書 3 7	3 2 枚目ないし 3 8 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の部内選抜試験に関する情報であり，これを公にすることにより，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為により，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号に該当するため不開示とした。
	文書 4 1	3 8 枚目及び 4 4 枚目のそれぞれ一部並びに 3 9 枚目ないし 4 3 枚目の全て	
	文書 4 5	3 3 枚目及び 3 9 枚目のそれぞれ一部並びに 3 4 枚目ないし 3 8 枚目の全て	
1 3	文書 4 1	4 8 枚目の一部	陸自指揮システムの部内系電子メールアドレスに関する情報であり，同アドレスにアカウント名が防衛省の部外系ネットワークで使用されているものであること

	<p>文書 4 5</p>	<p>6 0 枚目の一部</p>	<p>から、これを公にすることにより、部外者による虚偽又は大量の情報が送信され、その結果、情報の信頼性を喪失し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、コンピュータウィルスの感染によりネットワーク障害が発生し、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 6 号に該当するため不開示とした。</p>
--	---------------	------------------	---